

■「意匠審査基準の改訂について」 弁理士 市川友啓

2011年7月22日に改訂意匠審査基準が公表されました。この改訂意匠審査基準は、2011年8月1日以降の出願等に対して適用されます。

1. 部分意匠の図面提出要件が見直され、これまで省略が認められなかった図面のうち、一部の図面の省略が可能になりました。

2. 意匠法2条1項により保護される画像の保護要件は、従来、「意匠登録出願等の手続のガイドライン」に記載されていました。これが、意匠法2条2項により保護される画像（操作画像）の保護要件と同様、意匠審査基準に記載され、内容の明確化が図られました。

また、これに伴い、意匠法2条1項により保護される画像の保護要件が変更されました。

《新たな要件》

- (i) その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること
- (ii) その物品にあらかじめ記録された画像であること

(参考)

《従来の要件》

- (i) 物品の表示部に表示される図形が、その物品の成立性に照らして不可欠なものであること。
- (ii) 物品の表示部に表示される図形等が、その物品の有する機能（表示機能）により表示されているものであること。
- (iii) 物品の表示部に表示される図形等が、変化する場合において、その変化の態様が特定したものであること。

上記従来の要件の(i)(ii)が、それぞれ新たな要件の(i)(ii)に緩和されました。また、従来の(iii)の要件は次の項に示す基準に変更され、要件が緩和されています。

具体例等の詳細は、以下の「4. 関連情報」に記載した資料に記載されています。

3. 変化する画像において、一意匠の判断基準が変更されました。

これは意匠法2条1項により保護される画像及び意匠法2条2項により保護される画像に共通して適用されます。

《新たな基準》

複数の画像が

- (i) 物品の同一機能のための画像であり、
- (ii) 形態的な関連性があるものと認められる

場合は、これら複数の画像を含んだ状態で一つの意匠として認められます。

この変更により、変化する画像が、従来よりも広く一意匠として認められるようになりました。
具体例等の詳細は、以下の「４．関連情報」に記載した資料に記載されています。

４．関連情報

- ・ 審査基準

http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/kaitei_217174.htm

・ 産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会 意匠審査基準ワーキンググループ 第５回 配布資料

http://www.jpo.go.jp/shiryoku/toushin/shingikai/pdf/isyoku_wg_05paper/minaoshi.pdf

http://www.jpo.go.jp/shiryoku/toushin/shingikai/pdf/isyoku_wg_05paper/meikakuka.pdf

以上